

栗東市・いじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン

令和6年5月・栗東市教育委員会

1. ガイドライン策定の目的

このガイドラインは、栗東市立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条の第1項に定める重大事態が発生し、栗東市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成26年栗東市条例28号）第11条に基づき設置される栗東市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が調査を行った場合において、文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省・平成29年）に則り、当該調査結果を公表するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 調査結果の公表に係る方針

栗東市教育委員会は、調査結果の公表について、被害者側の意向や意見に基づき、また以下の「公表によって得られる公益性」と「公表によって生じる弊害」を総合的に勘案し、学校の設置者として公表実施の判断を行います。なお、被害者側が望まない場合には、原則として公表は行いません。

（1）公表によって得られる公益性

- ①学校や教育委員会が発生事案の当事者として真摯に向き合うことで、児童等の最善の利益を目指した公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ②市民をはじめ社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、同様事案の再発防止や他のいじめ防止に役立てること
- ③栗東市いじめ問題調査委員会の第三者機関としての公正性・中立性を確認し、今後を含めた調査の精度向上に役立てること

（2）公表によって生じる弊害

- ①インターネット上での情報拡散や部分切り取りの二次利用、また憶測や興味本位な書き込み、誹謗中傷により、重篤な人権侵害が発生し、関係児童等の成長と人格形成を阻害すること
- ②被害児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童等の学校生活への復帰や現在および将来的な成長と人格形成、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係の修復等の支障となること
- ③栗東市いじめ問題調査委員会が行う今後の調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取への非協力的な態度等が生じ、真実の把握が難しくなること
- ④発生当時同じ学校に通う児童等やその保護者、地域住民等が閲覧することで、関係児童等の個人が特定され、いじめたとされる児童等及びその保護者を含めた関係者の生活に支障が生じること

3. 調査結果の公表に係る手順

(1) 被害者側の意向や意見の確認	○被害者側に公表について、栗東市教育委員会の方針を説明し、公表の意向を確認します。 ○保護者等の意向だけでなく、発達段階や特性を踏まえて、被害児童等本人にも丁寧に説明し、意向を確認します。 ○確認にあたっては、被害児童生徒または保護者のどちらかが公表を望まない場合には、原則として公表しない旨を説明し、双方の合意を確認します。
(2) 公表に向けた調査委員会の意見	○必要に応じて栗東市教育委員会は、栗東市いじめ問題調査委員会に、①被害者側の意向や意見、②公表によって得られる公益性、③公表によって生じる弊害にかかる検討を依頼し、公表にかかる意見を求めます。
(3) 加害等の関係者側への説明	○加害等の関係者側に目的を十分に説明して公表への理解を得るよう努めます。 ○公表する内容については、個人が特定されないように配慮するとともに、公表することが、加害児童等の関係者の生活や、学校が行う加害児童等への指導・支援に支障をきたすことがないよう配慮します。
(4) 公表に向けた教育委員会の判断	○上記(1)～(3)の結果を踏まえて、教育委員会が判断します。 ○なお、原則として一度非公表と判断した場合は、再検討は行いません。

4. 公表の方法及び内容等について

(1) 公表方法	○栗東市ホームページへの掲載による公表を原則とします。
(2) 公表内容	○調査報告書のうち情報公開に関する法令等に基づく非開示部分と、被害者側が希望する不開示部分とを、不開示とすることを基本とし、栗東市教育委員会において公表版を作成し、これを公表内容とします。
(3) 個人情報の取り扱い	公表における個人情報の取り扱いについては、栗東市情報公開条例（平成12年3月27日条例第4号 以下「条例」）に照らして適切に判断します。
(4) 公表期間	公表期間は原則6か月とします。ただし、期間中に、被害者側の意向に変化が生じた場合や訴訟が提起された場合等、公表継続を困難にする事情が生じた場合は、公表を中止します。